

年度途中に設立された法人の場合の記載方法

8 年 4 月 1 日

由利本荘市長 宛

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	発信年月日		法人番号		申告年月日
	通信日付印	確認			年 月 日

市 町 主 又 村 た は 内 る 事 に 事 業 あ 務 所	所在地	由利本荘市尾崎17番地 (電話 24-6303)			
	(ふりがな)	ほんじょうゆりかい			
	名称	一般社団法人本荘由利会			
	(ふりがな)	ほんじょう たろう			
	代表者又は管理人の氏名	本荘 太郎			
本 店 又 は 本 社	所在地	記載は不要です			
	(ふりがな)				
	名称				

令和 8 年度 市町村民税均等割申告書

※

市町村内にある主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所	所在地	記載は不要です			
	(ふりがな)				
	名称				

関 与 税 理 士 名	前年4月1日から3月31日までの間に市町村に事務所又は事業所を有していた期間	令和 7 年 9 月 10 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	同左の月数	6 月
----------------------------	--	--	-------	-----

(電 話	この申告によって納付すべき市町村民税の均等割額	50,000 円 × $\frac{①}{12}$	十億 百万 千 円	2500.0
	②			

均等割は、事務所等の

「存在月数が1か月に満たない場合は1か月」、
「1か月を超え、1か月に満たない端数が生じた場合は切り捨て」で計算します。

例)存在月数が1か月未満の場合...1月

3か月と10日の場合...3月

記載例の場合だと、9月10日に設立されたため、当事業年度における事務所等の存在月数は6か月と20日になり、そこから1か月に満たない端数を切り捨て、計算期間は6月となります。

第二十二号の三様式（提出用）